

絆対話塾・会則抜粋

序：対人関係の有り方は、人の心や社会にまで影響します。私達は、対話絆塾で学ぶ「より良い対人関係を築く対話能力」の研鑽を続けると同時に、この学びの輪を広げ、学びの成果を活かしていくことで、明るい社会づくりに貢献することを目指します。

【会の名称及び所在地】

第一条 当会は「対話絆塾」と称し（以下略）

【目的と事業】

第二条 当会は、対話能力研鑽の普及活動と、良好な対話の体験活動を通し、明るい社会づくりの一助になることを活動目的とします。

2 前項の目的を達成するため、次の事業を行います。

- 一 公益事業として、個人や公益団体を対象に、対話能力の研修会等（以下、「研修会」と言います）を開催します。なお、研修会参加費については、この事業の継続性や担い手の確保も勘案しつつ、誰でも参加しやすい低料金を心掛けます。
- 二 共益事業として、良好な対話の体験を重ね、広めるために、会員相互および当会に関心を寄せてくださる方々も含めた親睦活動を行います。
- 三 以上に関連する営利事業も行います。ただし活動目的に反しない範囲とします。（以下略）

【会員】

第三条 当会は、研修会に参加して修了した人、もしくは、前年度までにこの研修会の講座のうち半分以上に参加した個人に、入会資格を与えます。（中略）

2 会員は、自己の対話能力の向上に引き続き努めるとともに、この学習成果を実生活で活用する事や研修会参加の勧誘を通し、社会に対話能力向上の機運を広めるよう、努めるものとします。

【講師】

第七条 会員の中から別に定める「講師資格要綱」による資格認定試験に合格した人を研修会の講師とします。（以下、「講師」と言います）（以下略）

【会員総会】

第八条 当会は、毎年度1回以上、会員総会を開くものとし、（中略）

3 会員総会は、（中略）当会の最高意思決定機関とします。（以下略）

【会の運営方式と役職】

第九条 当会は、講師の互選に基づく推薦と、会員総会の承認を得て代表を決定します。（中略）

3 当会は、会員の自発的な活動によって運営されることを基本とし、できるだけ権限を分散した非ピラミッド型の組織を目指します。ただし、活動の質と会としての必要最小限の統一性を保つため、次の各号の通り定めます。（中略）

- 一 当会は、第二条に規定する3分野の事業を、合理的に収支会計できる一件一件の活動に分け、この一件毎に会員の中から責任者（以下「幹事」と言います）を

定めて企画運営を委託します。(中略)

二 幹事は、前号に定める一件毎に、独立採算に努め、幹事や役職者、事務局の手当てや経費も割合に応じて負担します。この負担割合は、毎年度の予算で立案し、会員総会で決めます。(中略)

三 (中略) 研修会の1人当たりの参加料金については当会の統一料金体系とし、毎年度の予算案にて会員総会の承認を得て決めます。(以下略)

【活動分野の選択と制限】

第十一条 当会は、第二条に定める公益事業の社会貢献分野として、「社会教育推進」に取り組みます。また、「まちづくり推進」「人権擁護・平和推進」「男女共同参画社会の形成促進」「職業能力開発・雇用機会拡充」にも貢献できるよう努めます。(中略)

3 研修会で伝授する知識や技能は、生理学や脳科学や心理学など科学的裏付けのあるものとします。会員個人の信仰や信条は自由ですが、会の活動の中で宗教活動や政治活動を行ったり、特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対する活動を行うことは禁止します。ただし、具体的な政策の提言や推進は政治活動とは見なしません。また、宗教や思想、政治の中で生み出された用語や技術、技能を使うことは妨げません。(以下、第十五条及び付則まで略)